

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		マイナンバーカード管理台帳	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		マイナンバーカード所有者の管理	
記録項目		1管理番号、2個人番号、3氏名、4郵便番号、5住所、6方書、7申請時来庁方式の有無、8生年月日、9性別、10カード・交付通知書受領日、11交付通知書発送日、12交付通知書受取期限、13返戻日、14返戻理由、15カード交付日、16本人限定郵便発送日、17本人限定郵便返戻日、18カード廃棄日、19カード返納日、20住基カード廃止日、21住基カード廃棄日	
記録範囲		市民、市民であった者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		-	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		マイナンバーカード申請時来庁方式申請サービス受付簿	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		マイナンバーカード申請時来庁方式（郵送）により申請した者の管理	
記録項目		1申請日、2氏名、3 15歳未満の有無、4発送日	
記録範囲		市民、市民であった者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		-	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☐ 無
備考		-	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		マイナンバーカード申請受付名簿	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		マイナンバーカード申請者の管理	
記録項目		1受付日、2氏名、3生年月日、4受取方法、 5受付者（職員）、6発送日	
記録範囲		市民、市民であった者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を 受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に 関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に 該当するファイル	☒ 法第60条 第2項第2号 （マニュアル 処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		印鑑登録システム	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録原票の管理	
記録項目		1印影、2印鑑番号、3氏名、4生年月日、5性別、6続柄、7住所、8行政区、9世帯主、10世帯番号、11宛名番号、12登録情報、13廃止情報、14保証人情報、15異動事由、16異動年月日、17届出年月日	
記録範囲		市民、市民であった者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		株式会社R K K C S（システムベンダー）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		印鑑登録原票	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録原票の管理	
記録項目		1印影、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6印 鑑登録番号、7宛名番号、8印鑑登録日	
記録範囲		印鑑登録者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を 受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に 関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に 該当するファイル	☒ 法第60条 第2項第2号 （マニュアル 処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		印鑑登録申請書	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録申請書の保管	
記録項目		1印影、2住所、3氏名、4生年月日、5性別、6電話番号、7印鑑登録日、8印鑑登録番号、9本人確認書類、10受付・入力・交付者（職員）	
記録範囲		印鑑登録の申請者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を 受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に 関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に 該当するファイル	☒ 法第60条 第2項第2号 （マニュアル 処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		印鑑登録発行簿	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		印鑑登録番号の管理	
記録項目		1登録番号、2登録年月日、3氏名、4住所	
記録範囲		市民、市民であった者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を 受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に 関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル	☒ 法第60条 第2項第2号 （マニュアル 処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		個人番号カード暗証番号変更・再設定、電子証明書暗証番号変更・再設定申請書	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		個人番号カードの管理	
記録項目		1氏名、2住所、3電話番号、4申請日、5生年月日、6性別、7申請内容、8本人確認書類、9受付・入力者（職員）、10受付日	
記録範囲		個人番号カード所有者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1－1－1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☐ 無
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		個人番号カード所有者の管理	
記録項目		1氏名、2住所、3市区町村名、4交付場所所在地、5交付場所電話番号、6代替文字情報	
記録範囲		個人番号カード所有者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		個人番号カード送付者一覧表	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		個人番号カード所有者の管理	
記録項目		1管理番号、2個人番号、3氏名、4郵便番号、5住所、6方書、7申請時来庁方式の有無、8生年月日、9性別、10カード・交付通知書受領日、11交付通知書発送日、12交付通知書受取期限、13返戻日、14返戻理由、15カード交付日、16本人限定郵便発送日、17本人限定郵便返戻日、18カード廃棄日、19カード返納日	
記録範囲		個人番号カード申請者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		-	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-	

第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		戸籍情報システム
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課戸籍係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍法第118条から第120条までの規定による電子情報処理組織による戸籍事務
記録項目		1氏名、2性別、3生年月日、4本籍、5筆頭者氏名、6戸籍届出事項
記録範囲		本籍人
記録情報の収集方法		戸籍届出
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		法務省
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課戸籍係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各記録項目の内容については、戸籍法（昭和22年号外法律第224号）第113条から第116条までに基づき訂正することができる。
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		戸籍附票システム	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課戸籍係	
個人情報ファイルの利用目的		住民基本台帳法第16条から第21条の3までの規定による電子情報処理組織による戸籍附票事務	
記録項目		1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住所を定めた年月日、5出生の年月日、6男女の別	
記録範囲		本籍人	
記録情報の収集方法		戸籍届出、住民異動届出	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課 窓口係・市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		－	

第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		戸籍簿
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課戸籍係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍法施行規則第4条による帳簿（戸籍情報システムに搭載）
記録項目		1氏名、2性別、3生年月日、4本籍、5筆頭者氏名、6戸籍届出事項
記録範囲		本籍人
記録情報の収集方法		戸籍届出
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		法務省
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課戸籍係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各記録項目の内容については、戸籍法（昭和22年号外法律第224号）第113条から第116条までに基づき訂正することができる。
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		交付時来庁個人番号カード交付（本人確認書）	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		個人番号カードの管理	
記録項目		1氏名、2生年月日、3住所、4管理番号、5受取区分、6本人確認書類、7住基カードの有無、8通知カードの有無、9交付通知書の有無、10交付内容、11受付・入力者（職員）	
記録範囲		個人番号カード所有者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☐ 無
備考		－	

第 号様式（第 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		国民年金情報ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課年金係	
個人情報ファイルの利用目的		国民年金業務	
記録項目		1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5郵便番号、6電話番号、7個人番号、8宛名番号、9基礎年金番号、10資格、11外国人の国籍、12外国人通称名、13付加保険料、14保険料免除、15産前産後免除の出産（予定）日、16所得、17扶養親族等人数、18給付裁定情報	
記録範囲		国民年金被保険者	
記録情報の収集方法		届出、申請、中間市総合行政システムの個人情報を利用、日本年金機構からの情報	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		日本年金機構	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市総務部総務課	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

住民記録システム及び個人住民税システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載

住民記録システム及び個人住民税システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		住居表示旧新対照表	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		住居表示実施地区の新旧住所の確認 住居表示証明の発行	
記録項目		1世帯主名、2法人及び商店名、3旧住所、 4新住所	
記録範囲		住居表示実施時の該当世帯、又は法人及び商店	
記録情報の収集方法		各地区の住居表示実施時の住民基本台帳から収集	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を 受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に 関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に 該当するファイル	☒ 法第60条 第2項第2号 （マニュアル 処理ファイル）
備考		－	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		住民異動届
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		住民異動届の保管
記録項目		1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6住定日及び届出日、7住民となった日及び届出日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11転入元住所、12旧氏、13通称名、14併記名、15国籍、16在留資格、17在留期間、18在留カード番号、19行政区、20住民票コード、21個人番号、22世帯番号、23宛名番号、24選挙区、25学校区、26国民健康保険の被保険者、27後期高齢者医療の被保険者、28介護保険の被保険者、29国民年金の被保険者、30児童手当の支給を受けているもの
記録範囲		申請者及び住民異動世帯
記録情報の収集方法		異動届出、申出、戸籍照合、他自治体または国からの通知、調査
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		住民基本台帳
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		住民基本台帳の管理
記録項目		1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6住定日及び届出日、7住民となった日及び届出日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11転入元住所、12旧氏、13通称名、14併記名、15国籍、16在留資格、17在留期間、18在留カード番号、19行政区、20住民票コード、21個人番号、22世帯番号、23宛名番号、24選挙区、25学校区、26国民健康保険の被保険者、27後期高齢者医療の被保険者、28介護保険の被保険者、29国民年金の被保険者、30児童手当の支給を受けているもの
記録範囲		市内に住民票を持つ者
記録情報の収集方法		異動届出、申出、戸籍照合、他自治体または国からの通知、調査
要配慮個人情報の有無		有
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		住民基本台帳ネットワークシステム
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		住民基本台帳の基本四情報（氏名、性別、生年月日、住所）の全国の市区町村、及び情報の利用機関での共有
記録項目		1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6住定日及び届出日、7住民となった日及び届出日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11転入元住所、12旧氏、13通称名、14併記名、15国籍、16在留資格、17在留期間、18在留カード番号、19行政区、20住民票コード、21個人番号、22世帯番号、23宛名番号、24選挙区、25校区、26国民健康保険の被保険者、27後期高齢者医療の被保険者、28介護保険の被保険者、29国民年金の被保険者、30児童手当の支給を受けているもの
記録範囲		市内に住民票を持つ者
記録情報の収集方法		異動届出、申出、戸籍照合、他自治体または国からの通知、調査
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		署名用電子証明書利用者証明用電子証明書・新規発行更新申請書	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係	
個人情報ファイルの利用目的		個人番号カードの管理	
記録項目		1氏名、2住所、3電話番号、4申請日、5生年月日、6性別、7申請内容、8本人確認書類、9受付・入力者（職員）、10受付日	
記録範囲		個人番号カード所有者	
記録情報の収集方法		本人からの申請	
要配慮個人情報の有無		無	
記録情報の経常的提供先		－	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		－	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☐ 無
備考		－	

第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		除籍簿
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課戸籍係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍法施行規則第5条による帳簿（戸籍情報システムに搭載）
記録項目		1氏名、2性別、3生年月日、4本籍、5筆頭者氏名、6除籍日、7戸籍届出事項
記録範囲		本籍人
記録情報の収集方法		戸籍届出
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		法務省
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課戸籍係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各記録項目の内容については、戸籍法（昭和22年号外法律第224号）第113条から第116条までに基づき訂正することができる。
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		証明等交付申請書
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明、税証明等の交付申請書の保管
記録項目		1住所、2生年月日、3氏名、4申請日、5必要とする証明書の種類、6必要とする証明書の通数、7本籍、8筆頭者、9印鑑登録番号、10車両番号、11固定資産関係の土地及び家屋の所在地、12本人確認書類、13受付者（職員）
記録範囲		申請者及び戸籍交付対象者
記録情報の収集方法		申請
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		人口移動
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		福岡県人口移動調査についての起案書の保管
記録項目		1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6住定日及び届出日、7住民となった日及び届出日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11転入元住所、12旧氏、13通称名、14併記名、15国籍、16在留資格、17在留期間、18在留カード番号、19行政区、20住民票コード、21個人番号、22世帯番号、23宛名番号、24選挙区、25学校区、26国民健康保険の被保険者、27後期高齢者医療の被保険者、28介護保険の被保険者、29国民年金の被保険者、30児童手当の支給を受けているもの
記録範囲		住民異動対象者
記録情報の収集方法		異動届出、申出、戸籍照合、他自治体または国からの通知、調査
要配慮個人情報の有無		有
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		窓口公用申請書
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍等謄抄本及び住民票等の窓口公用申請書を編綴したもので、特に利用目的はない
記録項目		1住所、2生年月日、3氏名、4申請日、5必要とする証明書の種類、6必要とする証明書の通数、7本籍、8筆頭者、9印鑑登録番号、10車両番号、11固定資産関係の土地及び家屋の所在地、12本人確認書類、13受付者（職員）
記録範囲		公用請求した者及び公用申請の対象となった者
記録情報の収集方法		申請（他自治体または国からの分を含む）
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		地番順索引リスト
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		該当土地地番が現在どこの街区に該当するかを確認するため
記録項目		1住所、2氏名、3所在地番、4地積、5路線番号、6個人番号
記録範囲		中間市に土地を所有する者
記録情報の収集方法		平成15年度中間市固定資産（土地）評価調書兼評価額通知書から収集
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		郵送一般申請書
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍等謄抄本及び住民票等の郵送申請書を編綴したもので、特に利用目的はない
記録項目		1住所、2生年月日、3氏名、4申請日、5必要とする証明書の種類、6必要とする証明書の通数、7本籍、8筆頭者、9印鑑登録番号、10車両番号、11固定資産関係の土地及び家屋の所在地、12本人確認書類、13受付者（職員）
記録範囲		郵送請求した者及び郵送申請の対象となった者
記録情報の収集方法		申請（他自治体または国からの分を含む）
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		郵送公用申請書
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		戸籍等謄抄本及び住民票等の郵送公用申請書を編綴したもので、特に利用目的はない
記録項目		1住所、2生年月日、3氏名、4申請日、5必要とする証明書の種類、6必要とする証明書の通数、7本籍、8筆頭者、9印鑑登録番号、10車両番号、11固定資産関係の土地及び家屋の所在地、12本人確認書類、13受付者（職員）
記録範囲		郵送請求した者及び郵送申請の対象となった者
記録情報の収集方法		申請（他自治体または国からの分を含む）
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		臨時運行許可証
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		自動車臨時運行許可申請者の管理
記録項目		1住所、2氏名、3許可番号、4申請日、5臨時運行許可番号標番号、6車名、7車台番号、8車の形状、9運行の目的、10運行の経路、11有効期間
記録範囲		臨時運行許可申請者
記録情報の収集方法		申請
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		－
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		－

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		臨時運行許可台帳
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		市民部市民課窓口係、市民係
個人情報ファイルの利用目的		自動車臨時運行許可申請者の管理
記録項目		1住所、2氏名、3受付日、4許可番号、5許可番号標、6車名、7車台番号、8許可期間、9電話番号、10取扱者（職員）、11回収日、12受領者（職員）
記録範囲		臨時運行許可申請者
記録情報の収集方法		申請
要配慮個人情報の有無		無
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織	名称	中間市市民部市民課窓口係、市民係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		各項目に脱漏や誤記があった場合、住民基本台帳法施行令12条3項に基づき職権で住民票に記載する
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		